

E T C 2 . 0 車載器購入促進助成金交付要綱

平成 2 8 年 3 月 2 8 日制定
公益社団法人 全日本トラック協会

(事業趣旨)

第 1 条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、国における平成 2 7 年度補正予算により、E T C 2 . 0 搭載車を対象に、高速道路料金の大口・多頻度割引最大 5 0 % が継続されることとなり、今後もより一層の輸送効率化が図られることから、各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて、E T C 2 . 0 車載器を購入する地方ト協会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象車載器)

第 2 条 助成の対象となる車載器は、I T S - T E A （(一財) I T S サービス高度化機構）が認定した E T C 2 . 0 車載器とする。

(助成額)

第 3 条 助成金の交付額は、コーポレートカードを利用する事業者が、平成 2 7 年 1 2 月 1 8 日以降、新たに E T C 2 . 0 車載器を購入し、事業用貨物自動車に導入した場合、車載器 1 台につき 4 , 0 0 0 円を交付する。N E X C O における助成を受けた車載器も対象とする。

ただし、国土交通省が実施した「E T C 2 . 0 車両運行管理支援サービス」の社会実験において購入支援を受けた車載器については、全ト協の助成金を交付しない。

2 地方ト協への助成限度台数は、別に定める。

(実績報告及び助成金の請求)

第 4 条 地方ト協は、別に定める期日までに取りまとめて、様式 1 の「E T C 2 . 0 車載器購入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）により、全ト協会長に対して助成金を請求する。

(助成金の交付)

第 5 条 全ト協は、前条の「E T C 2 . 0 車載器購入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、地方ト協に対して、助成金を交付する。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

（助成金の返還）

第6条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

（財産の処分制限）

第7条 事業者は交付対象となった車載器が購入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

（実施要綱等の提出）

第8条 地方ト協は、本事業に係る実施要綱等を定め、あらかじめ全ト協会長に提出しなければならない。

（その他必要な事項）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

（附則）（平成28年3月28日）

第1条 本要綱は平成28年4月1日より適用する。